

議案第70号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表1の項(1)中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表1の項(1)の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表1の項(1)の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。